

供給約款変更認可申請書

平成 年 月 日

関東経済産業局長 殿

住所

東京都港区西新橋1-2-9

氏名

株式会社コミュニティーガス  
代表取締役 簡易太郎

印

（供給地点及びその数） 245 地点  
コミュニティー団地

千葉県千葉県千葉市花見川区  
朝日ヶ丘1-1

ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施の内容	別紙のとおり
実施期日	平成26年08月11日

- 備考
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  2. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 添 付 書 類

1. 変更理由書
2. 実施の内容
3. 「簡易ガス事業供給約款料金算定規則」の様式第1及び様式第2に基づく説明書
4. 参考資料
  - 参考資料1. 需要構成
  - 参考資料2. 供給約款料金各需要群の原価とおりの複数二部料金の設定
  - 参考資料3. 収入の過不足の計算
  - 参考資料4. 供給約款料金各需要群の複数二部料金表
5. 簡易ガス供給約款新旧対照表
6. 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
7. 需要家へのお知らせ

## 供給約款変更理由書

弊社は、ガスの安定供給の確保を図るという公益事業者としての使命を十分認識し、今日に至るまでガス供給に万全の体制をとるべく、保安の強化及びきめ細かいサービスの提供に努めてまいりました。

ガス料金については、平成9年4月から複数二部料金に移行して以来、原料費調整制度の適正な運用に努めてまいりましたが、原料価格が当初の基準平均原料価格30.24円に対して上限バンドを上回る高値水準が続いております。

これらの要因に伴う原料費調整額の超過分については、業務全般の徹底した合理化と効率化により、吸収に全力を傾注してまいりました。しかしながら、現在においても原料価格は高値水準が続いており、当団地(コミュニティー団地)の収支状況が例年赤字の状態が続いております。この赤字額は、企業努力の範囲では吸収しきれない状況にあり、この度、やむなく現行ガス料金の変更を行う必要があると判断した次第であります。以上の理由により、供給約款変更認可の申請をいたします。

## 実 施 の 内 容

コミュニティー団地

(単位：円)

項目	区分	新		旧	
		基本料金	基準単位料金	基本料金	調整単位料金
A群	0m <sup>3</sup> から8m <sup>3</sup> まで	800.00	432.00	800.00	410.24
B群	8m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	1,218.72	379.66	1,200.00	360.24
C群	30m <sup>3</sup> を超えるもの	2,788.92	327.32	2,800.00	306.91

供給 約款 料金 の 平均 単価	新	(届出) 供給約款料金原価			
		$\frac{\text{原価 (原資) 算定期間中の供給約款ガス販売量}}{18,871,347 \div 41,160.0 = 458.49}$			
旧	(届出) 供給約款料金の変更前料金収入(※)				
	$\frac{\text{原価 (原資) 算定期間中の供給約款ガス販売量}}{18,023,696 \div 41,160.0 = 437.89}$				
小口 部門 の 平均 単価	新	小口部門の料金原価			
		$\frac{\text{原価 (原資) 算定期間中の小口部門ガス販売量}}{18,871,347 \div 41,160.0 = 458.49}$			
旧	小口部門の変更前料金収入(※)				
	$\frac{\text{原価 (原資) 算定期間中の小口部門ガス販売量}}{18,023,696 \div 41,160.0 = 437.89}$				
改定率 (パーセント)	$\frac{\text{(新)平均単価}}{\text{(旧)平均単価}} \times 100 - 100$				
	$\cdot \text{供給約款} \quad \frac{458.49}{437.89} \times 100 - 100 = 4.70 \%$				
	$\cdot \text{小口部門} \quad \frac{458.49}{437.89} \times 100 - 100 = 4.70 \%$				

(※) 変更前料金収入

料金種別ごとに以下の式により算定された額の合計額とする。

基本料金 [変更前] × 原価 (原資) 算定期間中の延調定件数  
 + 従量料金単価 [変更前] × 原価 (原資) 算定期間中のガス販売量

使用量区画別料金の場合

料金種別ごとに以下の式により算定された額の合計額とする。

最低使用量料金 [変更前] × 原価 (原資) 算定期間中の延調定件数  
 + 区画別使用量料金単価 [変更前] × 原価 (原資) 算定期間中のガス販売量  
 - 最低使用量 × 延調定件数

供給約款変更前料金収入

	基本料金			調整単位料金		
	金額	× 年間延調定数	= 基本料金収入額	金額	× 年間販売量	= 単位料金収入額
A群	800.00	× 852.60	= 682,080	410.24	× 2,881.20	= 1,181,983
B群	1,200.00	× 1,705.20	= 2,046,240	360.24	× 24,284.40	= 8,748,212
C群	2,800.00	× 382.20	= 1,070,160	306.91	× 13,994.40	= 4,295,021
	合 計			18,023,696		

選択約款変更前料金収入

	基本料金			調整単位料金		
	金額	× 年間延調定数	= 基本料金収入額	金額	× 年間販売量	= 単位料金収入額
群	×		=	×		=
群	×		=	×		=
群	×		=	×		=
群	×		=	×		=
群	×		=	×		=
群	×		=	×		=
	合 計					

様式第1（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）

第1表

ガスの販売量

1供給地点あたり月平均販売量(a1) × 供給地点数(a2) × 12 = ガスの販売量(A)

(a1)	14.0 m <sup>3</sup> /月	(a2)	245	(A)	41,160.0 m <sup>3</sup> /年
------	------------------------	------	-----	-----	----------------------------

第2表

有形固定資産投資額

		特定製造所別	1	2	計	備考	
土地	項目						
		取得年月日		昭和62年04月01日			
		取得面積 (b1)		300.00 m <sup>2</sup>		300.00 m <sup>2</sup>	
		取得価格 (b2)		6,000,000 円		6,000,000 円	
		1m <sup>2</sup> 当り取得価格 (b2/b1) (b3)		20,000 円/m <sup>2</sup>		20,000 円/m <sup>2</sup>	
		所要面積 (b4)		211.00 m <sup>2</sup>		211.00 m <sup>2</sup>	
		土地投資額 (b3×b4)		4,220,000 円		(B①) 4,220,000 円	

建物及び設備	投資額内訳		1供給地点あたり投資額(円)	供給地点数	投資額①(円)	投資額②(円)
	項目					
建物	建物		9,380	245	2,298,100	0
	構築物		1,550	245	379,750	0
設備	集合装置		9,620	245	0	2,356,900
	容器		4,560	245	1,117,200	0
び	共同	導管取替(B④)	32,380	200	0	6,476,000
		住宅 上記以外	0	0	0	0
	単独	導管取替(B⑤)	103,950	45	0	4,677,750
		住宅 上記以外	0	0	0	0
却	メ	タ	13,020	245	3,189,900	0
	備	品	380	245	93,100	0
	車	両(B⑥)	7,270	245	1,781,150	0
	投資額①計		(B②)		8,859,200	—
投資額②計		(B③)		—	13,510,650	
産	小計		B⑦(=B②+B③)			22,369,850
合計			B (=B①+B⑦)			26,589,850

第3表

営業費項目別算定明細表

(1)原料費

ガスの販売量(A) ÷ 産気率(c1) = 原料の数量(c2)

(A)	41,160.0 m <sup>3</sup> /年	(c1)	0.488 m <sup>3</sup> /Kg	(c2)	84,344.26 Kg/年
-----	----------------------------	------	--------------------------	------	----------------

原料購入単価(c3) × 原料の数量(c2) = 原料費(C)

(免税事業者)

原料購入単価(c3) × 原料の数量(c2) × (1+消費税等税率) = 原料費(C)

(c3)	100.00 円/Kg	(c2)	84,344.26 Kg/年	(C)	8,434,426 円
------	-------------	------	----------------	-----	-------------

(注) 原料購入先及び購入単価を説明する資料を添付すること。

(2)労務費

1供給地点当たり所要人数(d1) × 供給地点数(d2) = 所要人員数(d3)

(d1)	0.0031 人	(d2)	245	(d3)	0.7595 人
------	----------	------	-----	------	----------

1人当たり年間平均労務費(d4) × 所要人員数(d3) = 労務費(D)

(d4)	5,703,000 円	(d3)	0.7595 人	(D)	4,331,429
------	-------------	------	----------	-----	-----------

(3)修繕費

建物及び償却資産投資額(B⑦-B④-B⑤) × 修繕费率(e1) = 修繕費(E①)

(免税事業者)

建物及び償却資産投資額(B⑦-B④-B⑤) × 修繕费率(e1) × (1+消費税等税率) = 修繕費(E①)

(B⑦-B④-B⑤)	11,216,100 円	(e1)	0.03276	(E①)	367,440 円
------------	--------------	------	---------	------	-----------

導管取替に係る投資額(B④+B⑤) × 修繕费率(e2) = 修繕費(E②)

(免税事業者)

導管取替に係る投資額(B④+B⑤) × 修繕费率(e2) × (1+消費税等税率) = 修繕費(E②)

(B④+B⑤)	11,153,750 円	(d3)	0.03000	(E②)	334,601 円
---------	--------------	------	---------	------	-----------

修繕費(E)	(E①+E②)	702,041 円
--------	---------	-----------

#### (4) 租税課金

##### (固定資産税)

[土地]

標準所要面積の範囲内の面積に係る固定資産税評価額 (f1) × 地方税法に定める標準税率 (f2) = 土地に係る固定資産税額 (F①)

(f1)	2,813,333 円	(f2)	0.017	(F①)	47,827 円
------	-------------	------	-------	------	----------

[建物及び償却資産]

建物及び償却資産投資額 (B②×1/2) + (B③) × 軽減係数 (f3) × 1/2 = 建物及び償却資産に係る課税標準額 (f4)

(B②)	8,859,200 円	(B③)	13,510,650 円	(f3)	0.46	(f4)	7,537,050 円
------	-------------	------	--------------	------	------	------	-------------

建物及び償却資産に係る課税標準額 (f4) × 地方税法に定める標準税率 (f2) = 建物及び償却資産に係る固定資産税 (F②)

(f4)	7,537,050 円	(f2)	0.014	(F②)	105,519 円
------	-------------	------	-------	------	-----------

固定資産税 (F)	(F①+F②)	153,346 円
-----------	---------	-----------

##### (事業税)

原料費、労務費、修繕費、固定資産税、道路占用料、減価償却費、その他経費、事業報酬額及び法人税(住民税を含む。)の合計額 (g1) × 事業税率 (g2) / (1-事業税率) = 事業税 (G)

(g1)	18,739,248 円	(g2)	0.007	(G)	132,099 円
------	--------------	------	-------	-----	-----------

##### (道路占用料)

1 供給地点当たりの占用料 (h1) × 供給地点数 (h2) = 道路占用料 (H)

(h1)	890 円	(h2)	245	(H)	69,500 円
------	-------	------	-----	-----	----------

#### (5) 減価償却費

建物及び償却資産(車両を除く。)投資額 (B⑦-B⑥) × 償却率 (i1) = 減価償却費 (I①)

(B⑦-B⑥)	20,588,700 円	(i1)	0.0803	(I①)	1,652,261 円
---------	--------------	------	--------	------	-------------

車両投資額 (B⑥) × 償却率 (i2) = 減価償却費 (I②)

(B⑥)	1,781,150 円	(i2)	0.20	(I②)	356,230 円
------	-------------	------	------	------	-----------

減価償却費 (I)	(I①+I②)	2,008,491 円
-----------	---------	-------------



(6) その他経費

原料費、労務費、修繕費、固定資産税、  
道路占用料及び減価償却費の合計額(j1) × 諸経费率(j2) = その他経費(J)

(免税事業者)

原料費、労務費、修繕費、固定資産税、  
道路占用料及び減価償却費の合計額(j1) × 諸経费率(j2) × (1+消費税等税率) = その他経費(J)

(j1)	15,699,233 円	(j2)	0.15	(J)	2,354,885 円
------	--------------	------	------	-----	-------------

第4表

営業費以外の項目算定明細表

(法人税)

事業報酬額(L) × 事業報酬額中の自己資本  
相当分比率(k1) × 法人税係数(k2) = 法人税(K①)

(L)	632,838 円	(k1)	0.35	(k2)	0.2046	(K①)	45,318 円
-----	-----------	------	------	------	--------	------	----------

(住民税(法人税割りに限る。))

法人税(K①) × 地方税法に定める標準税率(k3) = 住民税(K②)

(K①)	40,312 円	(k3)	0.173	(K②)	6,974 円
------	----------	------	-------	------	---------

法人税及び住民税(K)	(K①+K②)	52,292 円
-------------	---------	----------

第5表

事業報酬算定明細表

有形固定資産投資額(B) × 標準報酬率(11) = 事業報酬額(L)

(B)	26,589,850 円	(11)	0.0238	(L)	632,838 円
-----	--------------	------	--------	-----	-----------

第1表

総原価整理表

項 目		金 額 (円)	構 成 比 (%)	
個 別 原 価 項 目	原 料 費	8,434,426	44.7	
	労 務 費	4,331,429	23.0	
	修 繕 費	702,041	3.7	
	租 税 課 金	固 定 資 産 税	153,346	0.8
		事 業 税	132,099	0.7
		道 路 占 用 料	69,500	0.4
	減 価 償 却 費	2,008,491	10.6	
	そ の 他 経 費	2,354,885	12.5	
	小 計	18,186,217	96.4	
	事 業 報 酬 額	632,838	3.4	
	法 人 税 及 び 住 民 税	法 人 税	45,318	0.2
住 民 税 (法人税割に限る。)		6,974	0.0	
合 計 (総 原 価)		18,871,347	100.0	

ガスの販売量	41,160.0 m <sup>3</sup> /年
1 m <sup>3</sup> 当たり単価	458.49 円

第2表

## 機能別原価配分集計表

(単位：円)

項 目	製造需要原価		供給需要原価		需 要 家 原 価
	固 定 費	変 動 費	固 定 費	変 動 費	
原 料 費	0	8,434,426	0	0	0
労 務 費	0	0	1,758,127	0	2,573,302
修 繕 費	193,069	0	319,646	0	189,326
固 定 資 産 税	59,816	0	58,739	0	34,791
道 路 占 用 料	0	0	69,500	0	0
減 価 償 却 費	493,699	0	903,948	0	610,844
そ の 他 経 費	637,276	739,876	215,870	250,624	511,239
事 業 報 酬 額	32,355	214,497	225,421	16,987	143,578
法人税・住民税 (法人税割に限る。)	2,674	17,724	18,626	1,404	11,864
事 業 税	10,002	66,310	25,166	1,896	28,725
合 計	1,428,891	9,472,833	3,595,043	270,911	4,103,669

第3表

## 需要種別原価整理表

機 能 別 原 価	配 分 基 準	原 単 位
変 動 費 計	年 間 販 売 量 比	0.00 円/m <sup>3</sup>
製 造 需 要 原 価 固 定 費	ピ ーク 月 販 売 量 比	0.00 円/m <sup>3</sup>
供 給 需 要 原 価 固 定 費	延 メ ー タ ー 通 過 量 比	0.00 円/m <sup>3</sup>
需 要 家 原 価	延 許 可 地 点 数 比	0.00 円/地点

供 給 約 款 料 金 原 価 (円)	選 択 約 款 料 金 原 価 (円)	特 定 ガ ス 大 口 供 給 料 金 原 価 (円)
18,871,347	0	0

第4表

供給約款料金原価と料金収入の比較表

供給約款料金原価(a) (円)	ガスの販売量(b) (m <sup>3</sup> )	平均単価(a/b) (円/m <sup>3</sup> )	想定料金収入 (円)
18,871,347	41,160.0	458.49	18,871,307

様式第3（第13条、第14条関係）

第2表

総括原価方式による料金引下げ原資等整理表

（原資算定期間： ～ ）

	金額（円）
届出総原価	18,871,347
（財務体質強化原資）	（ ）
小口部門原価	18,871,347
小口部門の変更前料金収入	18,023,696
小口部門の料金引下げ原資	-847,651
小口部門のガス販売量（m <sup>3</sup> ）	41,160.0

（注）小口部門のガス販売量とは、供給約款及び選択約款によるガスの販売量の需要想定をいう。

平成26年07月01日

社名 株式会社コミュニティーガス

地点群名 コミュニティー団地

参考資料 1

需要構成

需 要 群	許可地点数	延調定数比率	許可年間ガス販売量	年間ガス販売量比率
A群	852.60	0.2900	2,881.20	0.0700
B群	1,705.20	0.5800	24,284.40	0.5900
C群	382.20	0.1300	13,994.40	0.3400
合 計	2,940.00	1.0000	41,160.00	1.0000

参考資料 2

供給約款料金各需要群の原価どおりの複数二部料金の設定

(単位：円)

需要群	変動費	製造需要原価固定費	供給需要原価固定費	需要家原価	基本料金	原価計	収入－原価
	年間ガス販売量比率	ピーク月販売量比率	メーター通過量比率	延許可地点数比率	基準単位料金	収入計	
A群	682,062	28,578	1,042,562	1,190,064	1,395.81	2,943,266	0
	0.0700	0.0200	0.2900	0.2900	608.50	2,943,266	
B群	5,748,809	557,267	2,085,125	2,380,128	1,395.81	10,771,329	0
	0.5900	0.3900	0.5800	0.5800	345.54	10,771,329	
C群	3,312,873	843,046	467,356	533,477	1,395.81	5,156,752	0
	0.3400	0.5900	0.1300	0.1300	330.37	5,156,752	
総原価	9,743,744	1,428,891	3,595,043	4,103,669	1,395.81	18,871,347	0
	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	358.79	18,871,347	

参考資料 3

収入の過不足の計算

(単位：円)

需 要 群	基本料金	基準単位料金	合計	回収率 (%)
A群	682,080.00	1,244,678.40	1,926,758	65.5
B群	2,078,161.34	9,219,815.30	11,297,976	104.9
C群	1,065,925.22	4,580,647.00	5,646,572	109.5
収 入 計	3,826,167	15,045,141	18,871,308	100.0
原 価 計	4,103,669	14,767,678	18,871,347	100.0
収入過不足	-277,502	277,463	-39	
収入過不足 (%)	93.2	101.9	100.0	

参考資料 4

供給約款料金各需要群の複数二部料金表

(単位：円)

需 要 群	区 分	基本料金	基準単位料金
A群	0m <sup>3</sup> から8m <sup>3</sup> まで	800.00	432.00
B群	8m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	1,218.72	379.66
C群	30m <sup>3</sup> を超えるもの	2,788.92	327.32

簡易ガス供給約款新旧対照表

変更前	変更	変更後
<p>23. 単位料金調整</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格（トン当たり） 24,120 円</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり） 別表第3の2（2）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）を平均原料価格といたします。ただし、その金額が 38,590 円以上となった場合は、 38,590 円といたします。 なお、平均原料価格は、当社の本社及び営業所等に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。 (算式) イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格</p> <p>附則</p> <p>1. 本供給約款の実施期日 本供給約款は、平成26年4月1日から実施いたします。</p> <p>2. 本供給約款の実施に伴う切替措置 当社は、料金算定期間の末日が平成26年4月1日から平成26年4月31日に属する料金算定期間の料金は、平成26年3月31日まで適用の簡易ガス供給約款に基づき料金を算定するものといたします。</p>	<p>変更</p>	<p>23. 単位料金調整</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格（トン当たり） 80,000 円</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり） 別表第3の2（2）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）を平均原料価格といたします。ただし、その金額が 128,000 円以上となった場合は、 128,000 円といたします。 なお、平均原料価格は当社の本社及び営業所等に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。 (算式) イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格</p> <p>附則</p> <p>1. 本供給約款の実施期日 本供給約款は、平成26年8月11日から実施いたします。</p> <p>2. 削除</p>
<p>適用する料金表 (別表第3)</p> <p>1. 適用区分 省略</p> <p>2. 料金及び消費税等相当額の算定方法 省略</p>		<p>適用する料金表 (別表第3)</p> <p>1. 適用区分 省略</p> <p>2. 料金及び消費税等相当額の算定方法 省略</p>

簡易ガス供給約款新旧対照表

変更前	変更	変更後																								
<p>3. 料金表A (消費税相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;">864.00 円</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">410.40 円</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;">1,296.00 円</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">356.40 円</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;">3,024.00 円</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">298.79 円</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1か月及びガスメーター1個につき	864.00 円	1立方メートルにつき	410.40 円	1か月及びガスメーター1個につき	1,296.00 円	1立方メートルにつき	356.40 円	1か月及びガスメーター1個につき	3,024.00 円	1立方メートルにつき	298.79 円	変更	<p>3. 料金表A (消費税相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;">864.00 円</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">466.56 円</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;">1,316.21 円</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">410.03 円</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;">3,012.03 円</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">353.50 円</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1か月及びガスメーター1個につき	864.00 円	1立方メートルにつき	466.56 円	1か月及びガスメーター1個につき	1,316.21 円	1立方メートルにつき	410.03 円	1か月及びガスメーター1個につき	3,012.03 円	1立方メートルにつき	353.50 円
1か月及びガスメーター1個につき	864.00 円																									
1立方メートルにつき	410.40 円																									
1か月及びガスメーター1個につき	1,296.00 円																									
1立方メートルにつき	356.40 円																									
1か月及びガスメーター1個につき	3,024.00 円																									
1立方メートルにつき	298.79 円																									
1か月及びガスメーター1個につき	864.00 円																									
1立方メートルにつき	466.56 円																									
1か月及びガスメーター1個につき	1,316.21 円																									
1立方メートルにつき	410.03 円																									
1か月及びガスメーター1個につき	3,012.03 円																									
1立方メートルにつき	353.50 円																									



# 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

供給地点名：コミュニティー団地

## 1. 消費税等相当額に係わる表示及び請求の方法

表1に記載する税込み料金表示及び当該料金に基づく請求方式とする。  
(小数点以下第3位を切捨とする。)

表1. 消費税等相当額を含んだ料金

	基本料金 (円)	従量料金単価 (円/m <sup>3</sup> )
料金表 A	864.00	466.56
料金表 B	1,316.21	410.03
料金表 C	3,012.03	353.50

## 2. 消費税等相当額

$\{ (\text{表1の各単価}) \times \text{消費税率} (8\%) / \{ 1 + \text{消費税率} (8\%) \} \}$  として得た値とする。  
(小数点以下第3位を切捨とする。)

表2. 消費税等相当額

	基本料金 (円)	従量料金単価 (円/m <sup>3</sup> )
料金表 A	64.00	34.56
料金表 B	97.49	30.37
料金表 C	223.11	26.19

## 3. 簡易ガス事業供給約款料金算定規則により算定される料金表 (税抜き)

$\{ (\text{表1の各単価}) - (\text{表2の各消費税等相当額}) \}$  として得た値とする。

表3. 消費税等相当額を抜いた料金

	基本料金 (円)	従量料金単価 (円/m <sup>3</sup> )
料金表 A	800.00	432.00
料金表 B	1,218.72	379.66
料金表 C	2,788.92	327.32

コミュニティー団地のお客様へ

株式会社コミュニティーガス

## お知らせ

日頃から弊社のガスをご利用いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて昨今の原油及びLPガス価格の高騰に関する情報につきましては、皆様よくご存じのことと思います。

弊社におきましては、平素から皆様のご愛顧にお応えするべく、公益事業者としての使命に徹し、保安の確保はもとより、ガスの安定供給のため日々努力いたしております。

ガス料金につきましても、毎月実施しております原料費調整により、原料価格の上昇・下降について対応してまいりましたが、昨今のLPガス原料仕入価格の高騰は弊社の懸命な経営合理化等の企業努力による吸収限度を越える大幅なものでありますことから、はなはだ不本意ではありますが、ガスの安定供給の継続を維持するためには、現行ガス料金の改定もいたしかたなく、皆様のご理解をお願いする次第であります。

(改定の概要)

## 1. ガス料金表

&lt;改定前&gt;

(基準単位料金は1立方メートル当たりの単価)

	使用量範囲	基本料金	調整単位料金
料金表A	0立方メートルから～8立方メートルまで	864.00 円	443.05 円
料金表B	8立方メートルから～30立方メートルまで	1,296.00 円	389.05 円
料金表C	30立方メートルを超えるもの	3,024.00 円	331.44 円

&lt;改定後&gt;

(基準単位料金は1立方メートル当たりの単価)

	使用量範囲	基本料金	基準単位料金
料金表A	0立方メートルから～8立方メートルまで	864.00 円	466.56 円
料金表B	8立方メートルから～30立方メートルまで	1,316.21 円	410.03 円
料金表C	30立方メートルを超えるもの	3,012.03 円	353.50 円

## 2. 実施予定日

平成26年8月11日から実施予定

株式会社コミュニティーガス

## 原料費計算書

年 月	原料購入単価 (円/kg)	販 売 量 (m <sup>3</sup> )	販 売 量 (kg)	購 入 原 料 費 (円)
平成26年02月	100.00	4,400.0	9,016.4	901,640
平成26年03月	100.00	3,960.0	8,114.8	811,480
平成26年04月	100.00	3,300.0	6,762.3	676,230
3ヶ 月 合 計	-----	11,660.0	23,893.5	2,389,350
平均原料価格	100.00	原料購入費(円)合計 ÷ 販売量(kg)合計		

基地渡し   
 インタンク   
 充てん所渡し   
 特定製造所渡し   
 バルク貯槽等

充てん料                                 -                         ( 含む )

ローリー運賃                             -                         ( 含む )

配送料                                     -                         ( 別 )

事業者名    株式会社コミュニティーガス

地点群名    コミュニティー団地

# ガス販売実績表

供給地点名： コミュニティー団地

許可地点数： 245

年月	調定件数 (件)	ガス販売量 (m3)	平均販売量 (m3)	許可地点換算 販売量 (m3)	大口契約 (m3)
平成25年06月	220	2,800.0	12.7	3,111.5	
平成25年07月	220	2,400.0	10.9	2,670.5	
平成25年08月	220	2,000.0	9.1	2,229.5	
平成25年09月	220	2,100.0	9.5	2,327.5	
平成25年10月	220	2,600.0	11.8	2,891.0	
平成25年11月	220	3,100.0	14.1	3,454.5	
平成25年12月	220	3,900.0	17.7	4,336.5	
平成26年01月	220	4,600.0	20.9	5,120.5	
平成26年02月	220	4,800.0	21.8	5,341.0	
平成26年03月	220	4,400.0	20.0	4,900.0	
平成26年04月	220	3,960.0	18.0	4,410.0	
平成26年05月	220	3,300.0	15.0	3,675.0	
合計	a 2,640	b 39,960.0		44,467.5	
調定数					
延調定数					
メーター能力					
1件当たり平均販売量 (b ÷ a)		15.1			

(小数第2位を四捨五入)

(許可地点数)

$$A \quad 15.1 \quad \times \quad 245 \quad \times \quad 12 = \text{ガスの販売量 (m3/年)} : \quad 44,394.0$$

(注) 1、最近1年間の実績を記載すること。

2、販売量と調定件数は、「ガス事業生産動態統計調査票」から転記すること。

## メーター交換個別明細表

供給地点名：株式会社コミュニティーガス

交換日	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	合計
経過月数(a)	9	18	31	38	57	69	80	93	105	118	
取替台数(b)	20	40	30	20	10	20	30	20	10	20	220 (c)
(a) × (b)	180	720	930	760	570	1380	2410	1860	1050	2360	12220 (d)

※メーター交換の開始日からの経過月数

$$\begin{array}{ccccccc}
 \boxed{12220} & \div & \boxed{220} & = & \boxed{55.55} & \text{ヶ月} & \rightarrow & \boxed{56.00} & \text{ヶ月 (四捨五入)} \\
 (d) & & (c) & & & & & & 
 \end{array}$$

※メーター交換の開始日に経過月数を加算し、平均交換日を求める。

$$\boxed{2008/08/01} \quad (\text{平成20年})$$

年月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	経過月数
2004年	経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
(平成16年)										20				20	9
2005年	経過月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
(平成17年)				20						20				40	18
2006年	経過月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36		
(平成18年)				10						20				30	31
2007年	経過月数	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48		
(平成19年)			20											20	38
2008年	経過月数	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60		
(平成20年)										10				10	57
2009年	経過月数	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72		
(平成21年)										20				20	69
2010年	経過月数	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84		
(平成22年)						10					20			30	80
2011年	経過月数	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96		
(平成23年)										20				20	93
2012年	経過月数	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108		
(平成24年)										10				10	105
2013年	経過月数	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120		
(平成25年)											20			20	118